

昭和二十四年法律第三百三十九号

人権擁護委員法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために、全国に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。

(委員の使命) 第二条 人権擁護委員は、国民の基本的個人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を探ることも、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の設置区域) 第三条 人権擁護委員は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に置くものとする。(委員の定数)

第四条 人権擁護委員の定数は、全國を通じて二万人を越えないものとする。

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。

3 第十六条第二項に規定する都道府県人権擁護委員連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、法務大臣に意見を述べることができる。(委員の性格)

第五条 人権擁護委員には、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)は、適用されない。(委員の推薦及び委嘱)

第六条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道においては、第十六条第二項たゞ書き)にあつては、第十六条第二項たゞ書きの規定により法務大臣が定める区域とする。以下第五項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならぬ。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員のとする。

第二条 人権擁護委員は、政令の定めるところによ

り、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第三条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

第八条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

第九条 人権擁護委員の任期は、三年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

(委員の職務執行区域)

成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第二項の規定にかかるらず、第三項に規定する者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。

前項の場合においては、その候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第二項の規定にかかるらず、第三項に規定する者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域外においても、職務を行うことができ

る。

(委員の職務)

第十一条 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

一 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。

二 民間ににおける人権擁護運動の助長に努めること。

三 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

四 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。

五 その他人権の擁護に努めること。

(委員の服務)

第十二条 人権擁護委員は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的态度をもつてその職務を遂行しなければならない。

(委員の欠格条項)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者

二 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為があつた者

三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 人権擁護委員が、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の給与)

二 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

三 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

四 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

五 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

六 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

七 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

八 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

(委員の任期)

人権擁護委員の任期は、三年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

(市町村の区域内において、職務を行うものとする。但し、特に必要がある場合においては、その区域外においても、職務を行うことができる。

前項の規定による解説は、当該人権擁護委員は、解説の理由が説明され、且つ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができる。

(協議会、連合会及び全国連合会)

人権擁護委員連合会は、都道府県ごとに都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

前項の規定による解説は、当該人権擁護委員は、解説の理由が説明され、且つ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができる。

県人権擁護委員連合会の意見を聞き、これを解説することができる。

職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

職務上の義務に違反し、又は職務を行つた場合

心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

心身

四	人権擁護上必要がある場合に、関係機関に 対し意見を述べること。
五	その他人権擁護上必要と認める事項を行う こと。
二	都道府県人権擁護委員連合会は、定期的に、 又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告 しなければならない。
	(全国連合会の任務)
第十八条の二	全国人権擁護委員連合会の任務 は、左の通りとする。 一 都道府県人権擁護委員連合会の任務に関する 連絡及び調整すること。 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び 情報の収集すること。 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見 の発表をすること。 四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に 対し意見を述べること。 五 その他人権擁護上必要と認める事項を行う こと。

附 則 抄	（昭和二十七年七月三一日法律第二 六八号）抄
1	この法律は、昭和二十四年六月一日から施行 する。
2	人権擁護委員令（昭和二十三年政令第百六十 八号）は、廃止する。
附 則	（昭和二七年七月三一日法律第二 一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則	（昭和五三年五月二三日法律第五 四号）抄
-----	-------------------------

この法律は、公布の日から施行する。

1	(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。
附 則	(平成二一年一二月二一日法律第一 五一号)抄
第一条	この法律は、平成十二年四月一日から施 行する。
第三条	民法の一部を改正する法律（平成十一年 法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定に より從前の例によることとされる準禁治産者及 びその保佐人に関するこの法律による改正規定 の適用については、次に掲げる改正規定を除 き、なお從前の例による。
八	第三十二条の規定による人権擁護委員法第 七条第一項の改正規定
附 則	(平成二一年一二月二一日法律第 一六〇号)抄
第一条	この法律（第二条及び第三条を除く。） は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。） 、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第千三百四十四条の規定
附 則	(令和四年六月一七日法律第六八 号)抄
1	(施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當 該各号に定める日から施行する。 一 第五百九条の規定